

◎民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律

(令和五年六月三〇日法律第七二号) (衆)

一、提案理由 (令和五年六月八日・衆議院本会議)

○塚田一郎君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、財務金融委員長提出、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定等を改正するとともに、非資金的支援に関する規定の整備を行うほか、指定活用団体から資金分配団体への出資を可能とする等の措置を講ずるものであります。

本案は、七日、財務金融委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院財政金融委員長報告 (令和五年六月二一日)

○酒井庸行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでございまして、民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記するとともに、休眠預金等に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、民間公益活動を行う団体等に対し助言又は派遣を行う活動支援団体を創設する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長代理坂井学君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。